

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院医学研究科(以下「医学研究科」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 医学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

4 研究科長は、医学研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 医学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置き、医学研究科医学教授会(以下「医学教授会」という。)と称する。

2 医学教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、医学教授会が定める。

(研究科会議)

第四条 次の各号に掲げる事項について審議するため、医学研究科会議を置く。

一 医学研究科の教育課程の編成に関する事項

二 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

三 医学研究科会議の運営に関する事項

四 その他医学研究科の教育に関し必要な事項

(専攻及び講座)

第五条 医学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

生理系専攻

病理系専攻

内科系専攻

外科系専攻

分子医学系専攻

脳統御医科学系専攻

医科学専攻

社会健康医学系専攻

(専攻共通)

2 前項に掲げるもののほか、

3 前二項に定めるもののほか、

ことができる。

生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座

腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座

内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座

外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座

分子生体統御学講座、遺伝医学講座、分子外科学講座

高次脳科学講座、脳病態生理学講座

健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座

先端・国際医学講座

先述の専攻に協力講座を置くことができる。

前二項に定めるもののほか、医学研究科の専攻に学外の研究機関との連携に基づく講座(次項において「連携講座」という。)を置く

ことができる。

4 協力講座及び連携講座に関し必要な事項は、医学教授会の議を経て研究科長が定める。  
(附属教育研究施設)

第六条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

動物実験施設

先天異常標本解析センター

総合解剖センター

高次脳機能総合研究センター

ゲノム医学センター

医学教育推進センター

2 附属の教育研究施設に長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。

3 附属の教育研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。

(事務組織)

第七条 医学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、医学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十六年九月三十日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する総合解剖センター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十七年一月三十日までとする。

4 この規程の施行後最初に任命する高次脳機能総合研究センター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。